## 保険料の計算

23年度の = 保険料額

均等割額 (41,844円) 所得割額

(総所得金額など - 330,000円)×7.85%(所得割率)

保険料額は、1人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく 「所得割額」の合計額です。なお、1人当たりの上限額は年間50万円です。

### 保険料の減額・減免

後期高齢者医療保険料の減額・減免制度には、次のものがあります。

種類	対	象	者	減 額・減 免 内 容
所得状況に応じた減額(均等割額)	4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計額	の世帯で、被保	の合計が33万円以下 険者全員が年金収入 年金以外の所得がな	均等割額を9割減額 (減額後均等割額4,184円)
			の合計が33万円以下 減額が適用されない	均等割額を8.5割減額 (減額後均等割額6,276円)
			の合計が33万円を超 .5万円×(世帯主で )以下の世帯	均等割額を5割減額 (減額後均等割額20,922円)
			の合計が33万円を超 万円×(被保険者数)	均等割額を2割減額 (減額後均等割額33,475円)
所得状況に応じた 減額 (所得割額)	「後期高齢者医療被保険者」本人の総所得金額などの 合計から33万円を引いた金額が58万円以下の方			所得割額を5割減額
被扶養者だった方 への保険料の特例 措置	後期高齢者医療の被保険者になる前日に会社の健康保 険や共済組合などの被扶養者だった方(これまで自分で 保険料を払っていなかった方)			
被災	災害により著しい技	・損害を受けた方		災害の程度に応じて減免
所得激減	事業の廃止や失業などにより、収入が著しく減少した方 のうち、総所得金額などが一定額以下の方			所得減少の程度に応じて減免

### 保険料の納付方法

保険料の納付方法には、受給している年金 から保険料が天引きされる「特別徴収」と、 納付書や口座振替で納付する「普通徴収」の 2通りがあります。納付方法ごとの対象者は 右表のとおりです。

※納付書で納付する方には「後期高齢者医療 保険料期別納付書」を送付します。

#### ●納付方法の変更について

納付方法を特別徴収から口座振替による普 通徴収に変更することができます。変更を希 望する場合は、事前に手続きが必要です。

※8月1日(月)までに申請すると、10月から口 座振替に変更できます。

申請に必要なもの保険証、預金通帳、通帳 で使用している印鑑

#### ▼後期高齢者医療保険料の納付方法一覧表

対	象	者	納付方法
①年金の額が年 後期高齢者医 料を合わせた の2分の1を	療保険料と 保険料額か	介護保険	普通徴収
②所得の変動な が変更された ※22年度中に た方で、上 原則として なります。	方 保険料額が 記の①以外	変更され の方は、	普通徴収
③特別徴収に該収へ変更を希希望により口た方 ④上記の①②③	望された方座振替の申	。また、	普通徴収 (口座振替) 特別徴収

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

申請・問合先

保険年金課医療担当

# ■ 8月から保険証が変わります

### 後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新

現在、後期高齢者医療保険に加入している 方がお持ちの保険証は、7月31日で使用でき なくなります。8月1日から使用できる保険 証を7月下旬に簡易書留郵便で送付します。 受け取るときには、署名か押印が必要です。 配達時に不在の場合は郵便受けに「不在通知 書」が入りますので、記載された方法で受け 取りを行ってください。

- ※保険証は住民票に記載された住所へ送付し、 転送はしません。送付先の変更を希望する 場合は、事前に手続きが必要です。
- その他 ①保険証の色が、青色からオレンジ 色に変わります ②負担割合(1割または 3割)は前年所得に応じて毎年決定してい ます。保険証の更新に伴い、負担割合が変 わることがあります。

#### ●基準収入額適用申請

負担割合が3割と判定された方でも、前年の収入によっては、申請をすることで負担割合が1割に変わりますので、該当すると思われる方は申請してください。

申請により1割となる方

- ①世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上いる場合・・・被保険者の年収の合計が520万円未満
- ②世帯に後期高齢者医療被保険者が1人の場合・・・本人の年収が383万円未満
- ③世帯に後期高齢者医療被保険者と高齢受 給者証をお持ちの方がいる場合・・・そ の方々の年収の合計が520万円未満
- 申請に必要なもの 保険証、印鑑(スタンプ 印は不可)、確定申告書の控えなど収入が 確認できる書類



▲後期高齢者医療被保険者証の見本 (8月1日から使用できるものは色がオレンジ色)

### 医療費の限度額適用・標準負担額減額認定の申請

後期高齢者医療制度には、入院時の医療費の自己負担額が減額される「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になると思われる方は申請してください。 ※既に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、23年度も引き続き非課税世帯の方には、新しい認 定証を 7 月下旬に郵送しますので申請は不 要です。

対象 23年度の市民税(平成22年所得)が非 課税世帯の方

申請に必要なもの 保険証、印鑑(スタンプ 印は不可)、過去1年間の入院日数の分か る領収書など(90日を超えている方のみ)

# 2 23年度の保険料額が決まりました

23年度の保険料額は、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」や「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」などを送付し、お知らせします。